

令和 7 年 4 月 3 日

事業主様
事務担当者様

名古屋木材健康保険組合

厚生労働大臣が定める現物給与の価額の一部改正について

日頃は、当健康保険組合の事業運営につきまして格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、令和 7 年 4 月 1 日より、厚生労働大臣が定める現物給与の価額が【別表】の通り一部改正されることになりましたのでお知らせいたします。

毎月の給与から控除される社会保険料は、「標準報酬月額」に保険料率を乗ずることにより決定されます。「標準報酬月額」は、被保険者が受ける報酬により決定され、報酬には基本給や諸手当等の他、現物で支給される食事や住宅、通勤定期なども含まれます。報酬又は賞与の全部又は一部が、通貨以外のもので支払われる場合においては、その価額は法律により地方の時価によって厚生労働大臣が定めることとされています。

令和 7 年 4 月 1 日以降に適用される資格取得届・月額変更届等の現物によるものの額につきましては、【別表】をご参考のうえ、届出いただきますようお願いいたします。

ただし、食事で支払われる報酬等については、現物給与に相当するもののうち、価額の3分の2以上に相当する額を食費として徴収されている場合には、現物による食事の供与はないものとされます。

なお、現物給与の価額の改正につきましては、被保険者の皆様にもお知らせいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、業務課までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

名古屋木材健康保険組合 業務課

☎ 052-321-7025